

第1章 地方公会計制度改革の経緯と現状と課題

山浦 久司（明治大学）

1 問題の提起

国であれ、地方公共団体であれ、予算・決算の制度は、財政と行政を国会や議会の監視下に置き、もって間接的ながら国民や住民の主権を守るという意味において民主主義の根幹である。また、予算・決算のための公会計システムを現金の収入と支出を測定単位として記録し、かつ予算権限枠のもとで支出を直接に対比できる形式で記録する単式簿記方式で運用するのは、公会計に恣意性を排除し、確実性と明瞭性を備えさせるために最も優れた手法であると考えられるためである。

かかる制度選択の結果として、公会計システムと資産・負債のストック情報との連結が失われ、また発生主義的な意味でのフルコスト情報も引き出せなくなったのであるが、このような公会計システム自体の性格は、国や地方公共団体の財政運営に困難さが増す中で、行財政の合理化や健全化に大きな障害になると認識されるようになった。

ここで浮上したのが、国や地方公共団体の会計制度への複式簿記の導入と発生主義会計化というスキームである。これは企業会計の方式に倣った貸借対照表を作成することで国や地方公共団体の財政状態を一覧化するだけでなく、発生主義ベースのフルコストを把握して行政府経営の合理化と効率化に役立てようとするニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の考え方も相まって広く理解されるようになった。

とくに、地方公共団体の会計制度（以下、「地方公会計制度」という）については、昭和60年代に、海外の国や地方政府での事例の研究や民間調査機関での財務表試作や一部地方公共団体での先行事例などを通して、次第に政府も地方公会計制度のあり方に関心を寄せ始め、1990年代後半期の国の行政改革の動きとも連動する形で地方公会計制度の改革が政策マターとなっていった。また、東京都のように、独自に公会計改革に乗り出す団体も出てきたのである。

これらの流れを受けて、旧自治省（2001年に総務庁や郵政省等と統合して総務省）は地方公会計制度改革を一貫して推し進め、現在、事実上の最終局面を迎えようとしている。すなわち、総務省は、平成26（2014）年4月、「今後の

新地方公会計の推進に関する研究会報告書」を公表し、平成 27 年度から 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な新公会計基準による財務書類等の作成を求め、この全国的事業が進行中である。

以下、本稿では、まず、わが国の地方公会計制度改革のこれまでの動きを次の 3 つの段階に分けて振り返ることとする。第一は、総務省方式前の先行的段階から総務省方式の提示まで、第二は、基準モデルと総務省方式改訂モデルの提示、そして第三は、新公会計基準が提示された現段階である¹。そのうえで、改革の現在の進行状況と課題を踏まえて今後を展望することとする²。

2 地方公会計制度改革の先行的事例から総務省方式の提示まで

もともと、わが国で、地方公共団体の企業会計的財務諸表の作成についての先行事例となったのは、昭和 62（1987）年に財団法人地方自治協会（現、財団法人地方自治研究機構）が「地方公共団体のストックの分析評価手法に関する調査研究報告書」で、決算統計（地方財政状況調査表）の組み替えで収支計算書と貸借対照表を作成する方法を示したことに始まるとされる³。

このうち、収支計算書では、支出のうち単年度の行政活動経費を「経常的収支」として表示し、減価償却費も計上している。また、年度を越えて固定資産や負債の増減に関わる収支を資本的収支として表示している。さらに、貸借対照表では、基金や貸付金を決算統計の年度末残高、土地や建物については、決算統計資料のある昭和 44（1969）年以降の普通建設事業費を積み上げる形で作成している。

また、財団法人社会経済生産性本部（現、公益財団法人日本生産性本部）は、上記地方自治協会の報告書をベースにして、平成 9（1997）年に「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表し、より精緻な形で、貸借対照表、収支計算書（資本収支計算書と経常収支計算書）、正味財産増減計算書（正味財産の増減を行政活動、投資活動、財務活動に分類して表示）、ならびに補助諸表の作成を提示した。さらに、翌平成 10 年には、普通会計に加えて地方公営企業、公社、外郭団体を連結した貸借対照表と収支計算書を作成する方法も提示している⁴。

一方、地方公共団体での事例としては、大分県臼杵市が、平成 8 年度と平成 9 年度の貸借対照表と両年度比較貸借対照表を平成 10（1998）年 12 月の定例市議会で決算認定のための補足資料として配布しているが、これがわが国で初めて貸借対照表を作成した例として知られている⁵。

このような、民間あるいは地方公共団体の取り組みに、若干、遅れて、国も

地方公会計改革に歩を進めた。小渕恵三首相直属の諮問機関であった経済戦略会議（議長：樋口廣太郎）が平成 11（1999）年 2 月に最終報告書を提出し、ここで効率的で透明性のある行政を推進する一環として、国ならびに地方公共団体への企業会計方式の導入が謳われた。これを受けて、総務省（当時、自治省）は、地方公共団体に企業会計方式の財務諸表を作成して公表する方向へと向かわせる決定をし、平成 11 年 6 月に「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」（座長：今井勝人）を設置したのである。

同研究会は、最初の報告書（平成 12 年 3 月）で普通会計バランスシート作成モデルを提示し、翌平成 13 年 3 月の報告書では行政コスト計算書と地方公共団体全体のバランスシート（当該地方公共団体の普通会計と普通会計以外の会計（公営事業会計等）のバランスシートを連結（結合、純計または並記）したものという）の作成モデルを提示した。

以上の作成モデルを「総務省方式」という。

この方式は、決算資料を組み替えて普通会計バランスシートと行政コスト計算書を作成し、固定資産評価に固定資産台帳を作らずとも決算統計の普通建設事業費の額を累計することにより算定（取得原価主義）するなど、作成の便宜性を重視したために、平成 18（2006）年 3 月までには、都道府県と政令市でほぼ 100%の作成率となるまでに広がった。

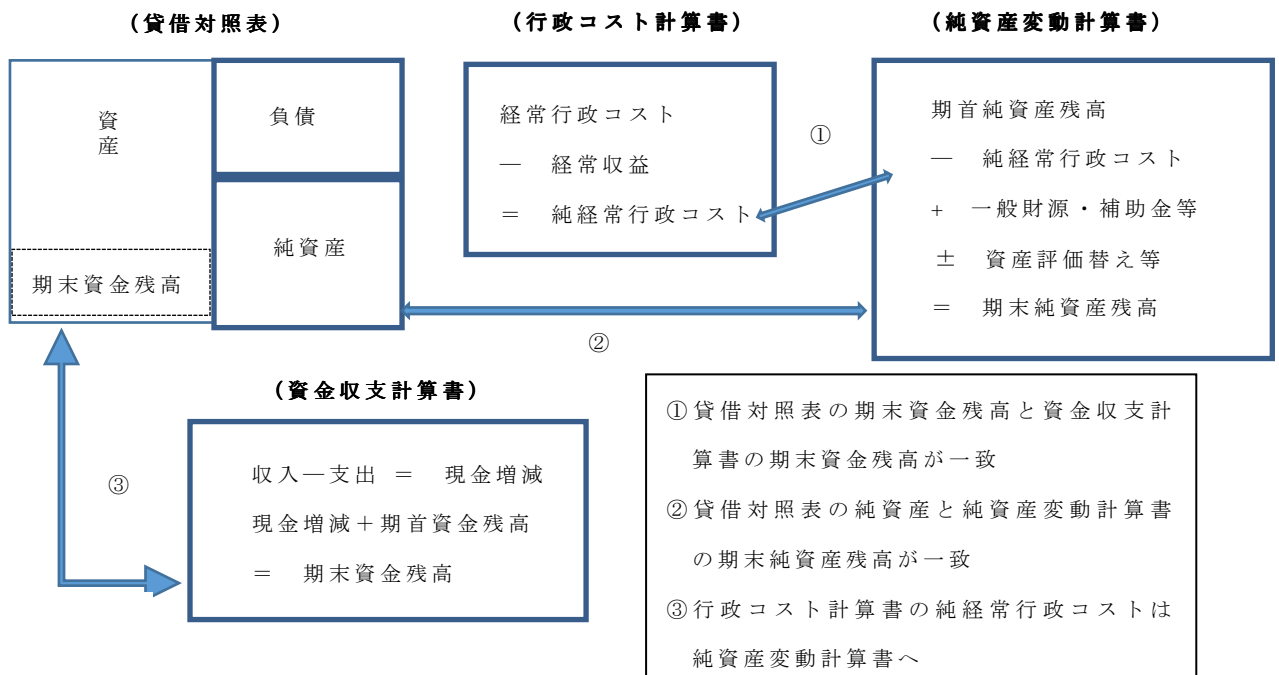
さらに総務省は「地方公共団体の連結バランスシート（試案）」（平成 17 年 9 月）による公社・第 3 セクター等を含めた連結バランスシートの作成モデルも提示し、全都道府県と政令市に作成を要求し、これに従って各自治体共に連結バランスシートを作成し、公表した。

3 基準モデルと総務省方式改訂モデルの提示

上記、第一段階での総務省の取り組みは一定の成果を挙げたが、これはあくまでも試行的で、基準も明確でなく、地方自治体間の比較可能性も十分とはいえなかった。さらに、国も財務書類の作成と公表を始めたところであり、国の作成基準との整合性も求められるようになった⁶。

この中で、総務省は、当時の内閣府経済財政諮問会議の重要課題として採りあげられた地方行政改革の議論の動向も踏まえながら、「新地方公会計制度研究会」（座長：跡田直澄）を設置し、地方公会計のより一層の改革を目指した。そして、平成 18（2006）年 5 月に同研究会報告書（以下、「2006 年報告書」）を公表した。

図表 1-1: 財務書類 4 表の相互関係



そこでは、新たな公会計制度整備の具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用の5つをあげている。そのうえで、発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入を図ること、地方公共団体単体と関連団体等も含む連結ベースでの基準モデルを設定すること、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4つからなる財務書類（いわゆる「財務4表」）の整備を標準形とすることを提示している。

そして、この新たな制度を運用するために、総務省は事務次官通知（平成18年8月）により、平成21年度までに各地方公共団体に対して「2006年報告書」に沿った財務書類の整備を要請したのであるが、この背景には北海道夕張市の事件があった。

同市が平成18（2006）年7月に財政再建団体指定への申請意向を表明し、翌平成19（2007）年3月に財政再建団体に指定されたのである。そして、同市の財政状況に関する調査報告で同市が財政悪化を意図的に隠すような事態が判明したことで、地方公共団体が自らの財政状況を明らかにし、住民や議会を初めとする種々のステークホルダーに説明責任を果たすことの重要性、とりわけ、地方公共団体の財政に対する住民や議会によるパブリック・ガバナンスが発揮

されるためには正確な情報開示が不可欠であることが改めて認識されたのである。また、地方公共団体の財政悪化により、その再建に向けては国の支援も必要となることから、地方公会計の問題は国民の問題でもあることが改めて認識された。

そこで、従来からあった「地方財政再建促進特別措置法」（昭和 30（1955）年制定）に代わる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（通称「地方健全化法」）」が平成 19（2007）年 6 月に制定され、早期健全化基準を設け、判定基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画の策定を義務付けて自主的な改善努力を促すことになった。また、財政指標としては、フローだけでなくストックにも着目し、公営企業や第三セクターの会計も対象とする新たな指標を導入するなど、地方公共団体の財政の全体像を明らかにする制度としたのである。

ただし、「2006 年報告書」は、基準モデルを基本としながらも、固定資産台帳の整備や複式簿記化など、地方公共団体側に負担がかかりすぎるといった要望を受け、財務 4 表作成という実務の地方公共団体への浸透を促すためには簡便法もやむを得ないとして、従来の総務省方式からの移行を容易にした総務省方式改訂モデルも選択肢に置いた。

総務省方式改訂モデルとは、総務省方式と同じく、複式簿記記録によらないで決算統計データをもとに簡便に財務書類を作成することを認めるものである。この方式では、固定資産台帳も売却可能資産から順次整えることを容認し、また複式簿記も前提にしないので財務書類の正確性については限界があるが、財務 4 表作成の普及には効果があった。

さらに、総務省は、新地方公会計制度研究会を新地方公会計制度実務研究会へと発展させ、平成 19（2007）年には「新地方公会計制度実務研究会報告書」を公表し、中小の地方公共団体にも基準モデルか総務省方式改訂モデルかのいずれかの方式による財務書類（連結財務書類も含む）作成が円滑に進むようにした手順が示され、また全国のブロック毎の説明会も開催するなどしている。このように、国（総務省）主導での実務的な指針の提示もあったために、全都道府県ならびに各中核都市、さらに中小団体も含めた全国地方公共団体における財務書類の整備が急速に進んだ。

総務省の最新の調査⁷では、平成 25 年度決算にあたって、全都道府県中 4 つが基準モデル、38 が総務省方式改訂モデル、5 つが東京都方式⁸その他を採用して財務書類を作成、または作成中であり、さらに全 20 の指定都市中 6 つが基準モデル、13 が総務省方式改訂モデルで作成または作成中、また 1741 市区町村中 15.2%が基準モデル、76.2%が総務省方式改訂モデル、1.2%が総務省方式、

1%が東京都方式その他で作成、または作成中であり、全自治体の93.7%（1675団体）が財務書類を作成、または作成中とするに至っている。

なお、東京都が地方公共団体の中でも独自の公会計改革を進めてきたことは特筆に値する。都の「公会計白書」によれば⁹、平成11（1999）年当時、都の財政は財政再建団体への転落の瀬戸際にあったという。そして、この危機を乗り切るために、同年6月より公会計に企業会計手法を導入する研究に着手し、7月には初めての貸借対照表を試作した。また、平成13（2001）年3月には普通会計決算データを組み替えることでバランスシートを作り、公表している。

しかし、単式簿記・現金主義会計のデータを手作業で組み替えるために、遅やかな作成作業が行えず、またインフラ資産は台帳管理ができていなかったために、これらの固定資産の残高が把握できていなかった。また、事業別財務諸表の作成に手間がかかったことなどの反省があり、平成14（2002）年に都のすべての会計で日々仕訳による複式簿記ベースの発生主義会計を導入することを決定したという。

同年、新財務会計システムの基本構想に着手し、平成16（2004）からはシステムの基本設計が始まり、平成18（2006）年にはシステムが稼働し、会計処理が進められた。また、その前年には「東京都会計基準」も設定され、固定資産台帳の整備も進み、開始貸借対照表も作成された。このような準備を踏まえて、平成19（2007）年9月に平成18年度財務諸表が公表され、決算参考資料として都議会に提出されたのである。

この東京都モデルの特色としては、事業別・組織別の財務諸表を作成し、セグメント管理に適したシステム設計としたこと、官庁会計の処理として現金収支取引を予算執行記録と連携させ、同時に日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成する方式としたこと、キャッシュ・フロー計算書を作成したことなどが挙げられる。なお、東京都モデルは、大阪府や新潟県にも引き継がれ、愛知県も導入を表明した¹⁰。

4 新地方公会計改革の終着点

本稿の冒頭にも記したように、総務省は、平成26（2014）年4月、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（以下、「2014年報告書」）を公表した。「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（座長：鈴木豊）は、それまでの地方公共団体における財務書類の作成状況についてのヒアリングなどの検証を行い、かつ公会計の国際基準である国際公会計基準（IPSAS）も踏まえたうえで新しい地方公会計の推進方策等を検討するために、平成22（2010）

年 9 月に総務省で設置されたものである。

「2014 年報告書」は、今後の新地方公会計に関する基本的な考え方や統一的な基準を示すことの重要性を明らかにし、そのための固定資産台帳の整備ならびに複式簿記の導入の必要性を強調している。この報告書を受けて総務大臣は 2014 年 5 月に「今後、平成 27 年 1 月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定である」旨の通知を各地方公共団体に発した¹¹。現在、各地方公共団体においては、この通知に沿う方向で新公会計制度への転換が急速に進められているところである。

そもそも、地方公共団体の公会計制度改革の目的は、第一に、地方分権化を進めるにあたって地域住民や議会への説明責任をより良く果たすために、現金主義会計では把握できない資産や負債、さらには見えにくいコスト情報（減価償却費等）を企業会計方式の複式簿記の採用と発生主義会計の導入によって把握し、これらを開示しようとするところにある。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、地方財政の改善ならびに行政の効率化を果たすことに役立つ。すなわち、財務書類の作成過程で整備される固定資産台帳や未収金台帳や地方債台帳などの管理簿と共に帳簿上で資産や負債の一元管理を行い、財政再建計画を立てたり、公共施設等の維持マネジメントや更新計画を立てたり、さらには予算編成に役立てたりすることが容易になる。

また、現金支出を伴わないコストも含めたフルコスト情報を把握することにより、行政事業のコスト管理に役立てたり、事業別・施設別のセグメント分析などによる個別の採算管理や事業ポートフォリオの効率化につなげたりすることもできる。さらに、地方債の発行にあたり、投資家への I R 情報としても活用できるし、整備された固定資産台帳をもとに、民間企業との P P P / P F I の共同事業を進めやすくなる¹²。

このような数々の利点を挙げて「2014 年報告書」は、「2006 年報告書」の段階よりは、一歩、踏み込み、統一的な基準による財務書類の作成を要求するのである。しかし、上記のように、ほとんどの自治体では財務書類を作成し、これを公表しているのに、なぜ、総務省はさらなる改革を進めようとするのであろうか。

その背景について、総務省は、地方公共団体の公会計改革が始まってから 15 年を経過し、総務省方式改訂モデル等による財務書類の作成と公表を行う地方公共団体が増えてきても、それらの活用に関しては必ずしも成功しているとは

いえないという点を問題にしているようである。この点を捉えて、総務省はさらなる改革の進展の必要性を強調するのである¹³。

上述のように、新公会計基準による財務書類については、原則として平成 29 年度までに作成することが要請されているが、これらのプロジェクトを進めるために、平成 27（2015）年、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、固定資産台帳作成支援機能、仕訳・財務書類作成支援機能、さらに活用・分析支援機能を備えた地方公会計標準ソフトウェアが無償配布され始め、導入団体も増えてきている。さらに、地方公共団体が固定資産台帳の整備のために行う資産評価やデータ入力等のために特別交付税措置（平成 26 年～29 年度）がとられ、経費補助も行われている。

このような様々な支援の後押しもあり、新公会計制度移行の準備状況についての総務省の調査資料¹⁴が公表されているが、それによれば、平成 27 年 3 月 31 日時点で、1,755 団体（全団体の 98.2%）が要請期間内の平成 29 年度までに一般会計等財務書類を作成完了の予定であるという（なお、28 団体（全団体の 1.6%）が 30 年度以降になると回答している）から、統一化は順調に進んでいるといえる。

5 新地方公会計の利活用

これまでの一連の改革の中で、貸借対照表の作成・公表によって資産・債務改革も一定程度進展してきたと評価することができるが、財務書類を予算編成や行政評価等において積極的に活用している地方公共団体は未だ一部に限られている。

総務省が行った最新の調査¹⁵では、財政指標の設定（26.4%）、適切な資産管理（10.2%）、予算編成への活用（7.7%）、施設の統廃合（2.1%）、受益者負担の適正化（1.8%）、行政評価との連携（1.4%）、地方議会での活用（25.9%）、地方債 I R への活用（1.7%）といった利用内容が挙げられているが、財政指標の設定や地方議会での説明などに目立った利用があるだけで、他の利用は進んでいない。

その主な背景・理由としては、①総務省方式改訂モデルでは個別の伝票単位で複式仕訳を実施するのではなく決算統計データを活用して財務書類を作成するため、事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成してセグメント分析を実施することが困難であること、②総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていないため、公共施設等のマネジメントへの活用が困難であること、③基準モデル、総務省方式改訂モデル及びその他の方式が混

在しているため、地方公共団体間での比較可能性が確保されていないことなどが考えられた。

そこで、今後、各地方公共団体において統一的な基準による財務書類等が作成されることにより、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保といった観点から、財務書類等のマネジメント・ツールとしての機能が従来よりも格段に向上することになるため、これまでのように単に財務書類等を作成するだけでなく、予算編成や行政評価等に積極的に活用していくことが期待される、というのである。

まさに、この期待が新公会計制度への移行を早めようとする理由であるが、総務省は「財務書類等活用の手引き」で、行政内部での活用と行政外部での活用に分け、さらに前者をマクロ的視点とミクロ的視点に分けて、次のような活用事例を提示する¹⁶。

(1) 行政内部での活用：マクロ的な視点からの活用

(a) 財政指標の設定

- ・有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出し、資産老朽化比率として把握し、老朽化対策の優先順位を検討する際の参考資料とする。

(b) 適切な資産管理

- ・公共施設等の更新時期の平準化や総量抑制等の全庁的な方針の検討
- ・未収債権の徴収体制の強化

(2) 行政内部での活用：ミクロ的な視点からの活用

- ・事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能となり、これを予算編成に活用したり、施設別コストの分析による統廃合の検討や受益者負担としての施設利用料の見直しに利用したり、利用者当たりのコストの算出による行政評価と結び付けたりする。

(3) 行政外部での活用：情報開示

- ・住民への公表や地方議会での審議の活性化のための利用や地方債 IR への活用や PPP/PFI の提案募集などに利用する。

ここで想定されている利活用の具体例については、すでにこれまでの公会計改革のなかでいくつかの地方公共団体において先行的に実践されているところであるので、新味があるわけではない。しかし、新しい公会計制度では、会計基準が明示され、また日々仕訳にせよ、期末一括仕訳にせよ、複式簿記による会計記録がベースになっているために、会計情報に正確性が加わっている。また、会計基準と作成方法が全国で統一化されているために、公共団体間で比較しやすくなり、利活用の実質的な効果は高まることが期待されている。

6 新地方公会計制度の課題

以上、わが国の地方公会計制度改革は最後の仕上げの段階に入ってきたのであるが、折角の改革も、狙った成果が出なければ意味がない。前述したように、地方公会計制度改革の目的は、第一に、地方分権化を進めるにあたって地域住民や議会への説明責任をより良く果たすためであり、第二に、地方財政の改善ならびに行政の合理化、効率化に役立てることにある。

ただ、そうであるとしても、新地方公会計制度の位置付けは明確でない。なぜならば、固定資産台帳等の開始貸借対照表の基盤整備が進み、複式簿記が導入され、新公会計基準も設けられ、その結果、新公会計制度は、事実上、地方公会計のメインフレームになったにもかかわらず、財務4表は「補完的」位置付けに留められて、現金主義の予算・決算制度との間に一種の「ねじれ」が生まれている。

確かに、財政民主主義の制度理念からは現金主義の予算・決算制度は重要であるが新公会計制度のメインフレームの中で機能するような制度設計も可能である。そのうえで、新公会計の利活用の重要性を強調するのが筋であろうが、新公会計制度は「補完的」との立場をとり、そのうえで利活用を促すのは枝葉の議論のように考えられる。

このように考えると、今後、新地方公会計制度が辿る道について、3つのシナリオが想定される。

- (1) あくまでも現金主義の予算・決算制度のもとで、新地方公会計制度は「補完的」機能に徹しながらも地方公共団体の説明責任の向上、ならびに財政運営と経営の効率化に活用される形で推移していく。
- (2) 新地方公会計制度のもとでの財務4表が正規の決算書となり、その作成・開示、さらには監査制度が義務化され、その中から現行の現金主義による予算・決算制度の運用に必要なデータが抜き出されるという位置付けに変わる。
- (3) 新地方公会計制度のメインフレーム化は(2)と同じであるが、現金主義の予算・決算制度から発生主義の予算・決算制度へと移行し、新地方公会計制度と一体化する。

これらのシナリオのうち、現時点で総務省は(1)の方向を目指しているようでありながら、制度的立て付けは地方公共団体自らが新公会計制度の意義を踏まえて導入の是非を判断し、利活用を図るという形になっている。

しかし、現在、多くの地方公共団体が基準モデルなり、総務省方式改訂モデルなりを採用していながら、必ずしも十分に使い熟していない状況下で、さら

に新たに提案された新公会計制度への転換に対する一種の「疲労感」もあることも事実である。いずれにせよ、新地方公会計制度の実態は地方公会計のメインフレームでありながら、いつまでも「補完的」という位置付けを続けることは無理があるように思える。

(2) は、制度的な安定性からも、多分に最もあり得るシナリオであるように思う。上述のように、新地方公会計制度を「補完的」と位置付けることの不自然さをなくし、一方で、現金主義の予算・決算制度は、わかりやすさの面で(3) に優れるからである。

(3) は、たとえば純資産増減計算書を予算書化し(この場合、資本投資予算は純資産増減予算計算書と別に作成するなどの工夫が必要となる)、そのうえで財務4表を決算書として位置付けるものであり、いわば、発生主義会計と公会計の完全な合体形である。純資産増減計算書や資金収支計算書等の予算実績比較表を作成すれば、議会や住民のチェック機能も担保される。とはいえ、このシナリオを実現するには、未だ経験が足りないことも事実であり、国際的にも一部の国(オーストラリアやニュージーランドやオーストリアなど)での先行事例の研究も必要であろう。

1 地方公会計制度改革の歴史的段階については、鈴木豊監修・著「公会計・公監査の基礎と実務」(法令出版、平成26(2014)年1月)、pp.65-70.および東京都公会計管理局「公会計白書」(平成22年(2010)11月)、pp.8-13も参考にした。

2 本稿は、平成27年度日本学術振興会科学研究費助成事業、基盤研究B(研究代表 山浦久司、研究期間3年)の研究成果の一部である。

3 東京都公会計管理局、同上、pp.8-9.

4 東京都公会計管理局、同上、pp.9-10.

5) 石原俊彦「地方自治体の事業評価と発生主義会計—行政評価の新潮流—」(中央経済社、平成11(1999)年)、pp.184-192。大塚成男「地方公共団体における会計改革の現状と課題」、経営学論集(龍谷大学、第45巻3号、2005年12月)、p.130-132。また、同稿には、札幌市の事例も紹介(pp.132-134)。

6 国においては、財務省が「国の貸借対照表作成の基本的考え方」(平成12年10月、当時、大蔵省)を公表し、国の貸借対照表(試案)を平成10年度決算分より作成し、さらに省庁別財務書類を平成14年度決算分から、また国全体の財務書類を平成15年度決算分から作成、公表している。ただ、これらの財務書類も固定資産台帳や複式簿記を基礎にしたものではない。

7 総務省「地方公共団体における統一的な基準による財務書類の作成予定(調査日：平成27年3月31日)」、平成27年7月7日。

8 東京都方式は、固定資産台帳をもとに開始貸借対照表を作成し、複式簿記による取引の日々仕訳で記録し、これを予算執行に関する官庁会計システムと連動させるものである。東京都のほか、大阪府と愛知県が採用している。

9 東京都公会計管理局、同上、pp.14-17.を参照。

10 東京都会計管理局の HP によれば、平成 23（2011）年 12 月 26 日、東京都方式を本格導入した大阪府、新潟県および東京都町田市と、本格導入を表明した愛知県の参加により、「新公会計制度普及促進連絡会議」が発足し、これには平成 28（2016）年 6 月時点で東京都、大阪府、新潟県、愛知県、町田市、大阪市、江戸川区、吹田市、郡山市、荒川区、福生市、八王子市、中央区、品川区および世田谷区の 15 団体が参加している。

11 総財務 第 102 号 平成 26 年 5 月 23 日

12 これらの点の具体的な活用事例については、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」ならびに「財務書類等活用の手引き」（平成 27 年 1 月）を参照。

13 総務省「財務書類等活用の手引き」（平成 27 年 1 月）、p.1.

14 総務省「地方公共団体における統一的な基準による財務書類の作成予定（調査日：平成 27 年 3 月 31 日）」、平成 27 年 7 月 7 日

15 総務省、「財務書類等活用の手引き」を参照。

16 総務省「財務書類等活用の手引き」（平成 27 年 1 月）pp.2ff.